

市民の皆様へ  
市内事業者の皆様へ

仙北市長 田口 知明

### 固定資産税の課税誤りについて(お詫び)

皆様には、日頃から市政にご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

この度は、固定資産税の課税誤りについてご報告させていただきます。仙北市では、令和5年度に固定資産税調査室を設置して、市内の土地(宅地、雑種地等)、家屋について実地調査を進め、現況と固定資産課税台帳の確認を行いました。

その結果、土地に対する住宅用地の特例の適用誤りや、既に取り壊された家屋への課税等の課税誤りが明らかになりました。詳しい原因調査は、今後外部委員も含めて設置する調査委員会の結果を待つこととなりますが、現段階では実地調査の不足、データ入力誤り、入力結果の確認不足等が原因と考えています。皆様にご心配、ご迷惑をおかけし大変申し訳ございません。

今回の課税誤りにつきましては、5月7日に納税通知書を郵送する予定の令和6年度の固定資産税で修正しましたが、令和5年度と比較して税額が大きく変動している場合もありますので、課税明細書等をご確認いただきますようお願いいたします。確認した結果、ご不明な点がありましたら、以下のとおり窓口や電話により固定資産税調査室、税務課でご相談をお受けいたします。

なお、税額が大きく変動する方には、固定資産税調査室から別途連絡させていただきますので、それまでお待ちいただきますようお願いいたします。

#### 【お知らせ】

地域の公益のために使用されている会館等の敷地について、税額が増加することがありますが、減免の対象になる場合も考えられますので、減免を希望される場合には納税通知書を受け取りましたら納期限の7日前の日までに減免申請書を提出(各庁舎・出張所の窓口、税務課へ郵送等)してください。ご不明な点がございましたら下記の連絡先へご連絡をお願いします。

#### 【窓 口】 平日の 8:30~17:15

**固定資産税調査室、税務課 (田沢湖庁舎1階、仙北市田沢湖生保内字宮ノ後 30)**

※ 個人の所有者、または、同居のご家族の方(市内に住民登録がある方)は運転免許証やマイナンバーカード等の本人確認資料をお持ちください。上記以外の方は所有者からの委任状(様式は任意、要押印(認印可))をお持ちください。

法人の場合は法人の代表者からの委任状(様式は任意、要押印(実印))と受任者の運転免許証やマイナンバーカード等の本人確認資料をお持ちください。代表者本人の場合は、代表者の運転免許証やマイナンバーカード等の本人確認資料をお持ちください。

#### 【電 話】 平日の 8:30~17:15

**固定資産税調査室 0187-43-1110、税務課 0187-43-1109**

※ 電話の場合には、お手元に納税通知書か課税明細書を用意してください。その内容で本人確認をさせていただきます。本人確認ができない場合は、詳細な課税内容についてお伝えできませんのでご了承願います。

## 【固定資産税（土地・家屋）の実地調査とは】

令和5年度に市内全域の土地・家屋について、以下の内容を中心に実地調査を行いました。

- 1 土地のうち宅地、雑種地等の現況確認（田、畑、山林、原野等の現況確認、法務局の登記事項と照合は令和6年度以降に実施していきます。）
- 2 家屋の存在確認（所在地番の確認も含む）
- 3 住宅の敷地に住宅用地の特例（小規模住宅用地、一般住宅用地）※が正しく適用されているかの確認

※ 住宅用地の特例とは

住宅用地はその税負担を軽減することを目的として、その面積の広さによって、小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて特例措置が適用されます。（家屋の居住床面積等に応じて上限あり。）

○小規模住宅用地 **特例割合：6分の1**

200㎡以下の住宅用地（200㎡を超える場合は住宅1戸あたり200㎡までの部分）

○一般住宅用地 **特例割合：3分の1**

小規模住宅用地以外の住宅用地

## 【令和5年度以前の固定資産税の取り扱い】

### 1 税額が減る場合

住宅の敷地に住宅用地の特例が適用されていなかった場合や、取り壊した家屋に課税されていた場合（取り壊し時期が契約書や領収書等で確認できる場合に限る）は、その事実が発生した時期まで遡って（最大10年）税額を算定し、納付された固定資産税をお返しいたします。該当する方には、6月以降に文書でお知らせします。

### 2 税額が増える場合

今回の調査結果につきましては、市職員の調査不足、確認不足及び制度の周知不足によるものです。過去の固定資産税を追加で請求することはいたしません。

## 【家屋を解体した場合は届出が必要です】

### 家屋の解体を予定されている方、家屋の解体を受注される事業者の皆様へ！

仙北市内の家屋を解体した場合は、仙北市税務課に「建物滅失届出書」の提出が必要です。届出がないと税務課（固定資産税担当）が把握できずに、解体後も固定資産税が課税される場合があります。様式は市ホームページ※、田沢湖庁舎税務課、角館市民センター、西木市民センター、各出張所から入手してください。

※ [https://www.city.semboku.akita.jp/citizens/dl\\_service/zeimu\\_kotei.html](https://www.city.semboku.akita.jp/citizens/dl_service/zeimu_kotei.html)

